

## 営業活動強化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が行う取引拡大・販路開拓促進事業実施要綱第4条に基づき実施する営業活動強化支援事業において必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、県外の発注企業へ営業活動を行う県内ものづくり中小企業・小規模事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、受注獲得の促進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「県内ものづくり中小企業・小規模事業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はそれらで構成する団体（以下「中小企業者等」という。）及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者又はそれらで構成する団体（以下「小規模事業者等」という。）で、県内において製品を生産・製造している者をいう。

### (補助金の交付対象等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表2のとおりとする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表3のとおりとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とする。ただし、補助を受ける者が小規模企業者の場合には補助対象経費の総額の3分の2以内とする。また、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は10万円を上限とする。

### (交付申請書の提出)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という）は、補助対象事業開始前に補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、機構の理事長に提出しなければならない。ただし、交付の申請は、1年度につき20万円を限度とする。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 所要額調書（様式第1号別紙2）
- (3) 事業主体の概要がわかる資料（会社案内、パンフレット等）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書

- (5) 県税に未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税）等）
- (6) その他関連資料（事業費積算の根拠（見積書）等）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第3号、第4号及び第5号に掲げる書類については、同一年度内に交付の決定を受けた者で、前回の申請の際に提出されている各事項の内容に変更のないときは、その添付を省略することができる。
- 3 申請は別に定める日までに、補助金交付申請書に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、本補助金の当該年度における予算額に達した時点で受付けを終了するものとする。
- 4 補助申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の申請をすることができない。
  - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者

（交付の決定）

- 第7条 理事長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を補助申請者に送付するものとする。
- 2 理事長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（計画変更等の承認）

- 第8条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による計画変更（中止・廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助対象事業の内容の新設又は廃止以外の軽微な変更であって、補助対象事業に要する経費に増額の変更を及ぼさない場合にあつては、この限りでない。
  - (2) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助金の支払い）

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は20日以内に事業完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、理事長に提出するものとする。
- (1) 所要額精算書（様式第4号別紙1）
  - (2) その他関連資料（事業経費の支払等を証明する書類の写し等）
- 2 理事長は、前項の完了報告書が提出された場合は速やかに検収し、補助金の額を確定するとともに、様式第5号により当該補助事業者に対し通知するものとする。
  - 3 補助事業者は、前項の確定通知に対して疑義がなければ、様式第6号による請求書を理事長あて提出するものとし、機構は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(実績把握)

第10条 補助事業者は機構が行う本事業に係る必要な調査に対し、特段の事情がない限り協力しなければならない。

(取り消し)

第11条 理事長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したと認められる場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金交付申請に虚偽があった場合
- (2) 補助金交付の条件に反した場合
- (3) 法令違反及び公序良俗に反する行為、倒産等で補助対象事業の遂行が困難と認められる場合
- (4) 補助金を目的外に使用したと認められる場合
- (5) その他、本要項に定める条項に反した場合

2 理事長は、前項による取り消しを行った場合で、既に補助金が支払われているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

[附 則]

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要項は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

[附 則]

- 1 この要項は、平成30年10月15日から施行する。
- 2 この要項は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

[附 則]

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

[附 則]

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

別表1 (第3条第1項関係)

区分	内容
補助対象事業	機構が個別あつせん又は商談会等で紹介した県外発注企業を含む発注企業への営業活動のための訪問
	自動車関連産業、高度電子機械産業、医療・健康機器産業、航空機関連産業、クリーンエネルギー等環境関連産業に関する県外での商談会等への参加。ただし、機構が参加料等を徴収するものは除く
	県外の発注企業から受注を獲得するために行う営業活動等において必要となる資料の作成

別表2 (第3条第2項関係)

区分	内容
補助対象事業者	機構取引支援課が行う個別あつせん、商談会等の支援を受けて取引の獲得、拡大に取り組む又は取り組もうとする県内ものづくり中小企業・小規模事業者

別表3 (第3条第3項関係)

区分	種別	内容	備考
補助対象経費	旅費	県外発注企業への営業活動に係る訪問旅費	訪問先発注企業の所在する都道府県(目的地)までの行程に応じ別表4に定める補助基準額とし、1回の訪問につき2名分を限度とする。
		自動車関連産業、高度電子機械産業、医療・健康機器産業、航空機関連産業、クリーンエネルギー等環境関連産業に関する県外での商談会等に参加する際の旅費	商談会・提案会が開催される都道府県(目的地)までの行程に応じ別表4に定める補助基準額とし、1回の商談会・提案会につき2名分を限度とする。
	宿泊費	県外発注企業への営業活動又は自動車関連産業、高度電子機械産業、医療・健康機器産業、航空機関連産業、クリーンエネルギー等環境関連産業に関する県外での商談会等に参加する際に必要な宿泊費	1人1泊につき8,000円を補助基準額とし、1回あたり2名分を限度とする。

営業資料作成費	印刷製本費、消耗品費(材料費)、委託費	パンフレット、ちらし、映像資料など。(名刺は対象外)
その他	その他補助対象事業の実施に理事長が必要と認める経費	
<p>※ 消費税及び地方消費税を除く。</p> <p>※ 第8条で定める事業完了報告までに支払が完了する経費に限る。</p> <p>※ 旅費は、出発地が宮城県外の場合、上記に定める補助基準額(以下、本表において「補助基準額」という。)にかかわらず、次により算定した額とする。</p> <p>(1) 宮城県から出発地、目的地のいずれか遠隔地までの行程が、出発地から目的地までの行程を超えないときは、補助基準額に出発地の所在する都道府県に対応する別表4の額を加算する。</p> <p>(2) 宮城県から出発地、目的地のいずれか遠隔地までの行程が、出発地から目的地までの行程を超えるとときは、補助基準額と出発地の所在する都道府県に対応する別表4の額の差額とする。</p>		

別表 4

都道府県名	補助基準額（旅費の額）
北海道	58,000円
青森県	22,000円
岩手県	13,000円
秋田県	21,000円
宮城県	0円
山形県	2,000円
福島県	6,000円
茨城県	19,000円
栃木県	17,000円
群馬県	24,000円
埼玉県	21,000円
千葉県	23,000円
東京都	22,000円
神奈川県	23,000円
新潟県	39,000円
富山県	61,000円
石川県	64,000円
福井県	68,000円
山梨県	29,000円
長野県	33,000円
岐阜県	62,000円
静岡県	33,000円
愛知県	61,000円
三重県	64,000円
滋賀県	68,000円
京都府	67,000円
大阪府	68,000円
兵庫県	69,000円
奈良県	68,000円
和歌山県	70,000円
鳥取県	82,000円
島根県	84,000円
岡山県	76,000円
広島県	82,000円
山口県	88,000円
徳島県	83,000円
香川県	78,000円
愛媛県	86,000円
高知県	85,000円
福岡県	93,000円
佐賀県	95,000円
長崎県	103,000円
熊本県	104,000円
大分県	100,000円
宮崎県	107,000円
鹿児島県	116,000円
沖縄県	115,000円

※ 実際に用いた交通（鉄道・船・航空）手段・費用にかかわらず定額とする。ただし、交通手段が車両のみによる場合にあっては、上記額にかかわらず、路程に応じ1キロメートルあたり32円に有料の道路の利用料を加算した額を適用する。（1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

